

小規模事業者の事業継続を支援します

【五泉市小規模事業者事業継続支援臨時給付金】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う来客の減少によって、事業経営に大きな影響を受けている小規模事業者（法人および個人）に対して、事業継続の支援として給付金を交付します。

【対象者】

下記に掲げる業種で、以下の条件をすべて満たし、**従業員（パート、アルバイトおよび法人の役員を除く）が10人以下**の事業所を営む事業者。

- 事業者が五泉市に住民登録を行っていること。
- 事業所の本社および本店が五泉市であること。
- フランチャイズ加盟店、チェーン店でないこと。
- 事業所が現に営業していること。
- 反社会的勢力でないこと。



【対象業種】

- ・旅館、ホテル ・簡易宿所 ・食堂、レストラン（専門料理店を除く）
- ・専門料理店（日本料理店、中華料理店、焼肉店、その他の専門料理店）
- ・そば、うどん店 ・すし店 ・酒場、ビアホール
- ・バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック ・喫茶店
- ・その他の飲食店（ハンバーガー店、お好み焼、焼きそば、たこ焼店、他に分類されない飲食店）
- ・理容業 ・美容業 ・冠婚葬祭業
- ・一般乗合旅客自動車運送業 ・一般乗用旅客自動車運送業



【給付額】

- 1事業者 **100,000円** ※事業所を複数営んでいる事業者は、2事業所まで対象とする。

【申請手続き】

- 令和2年4月30日**から受け付けます。申請には以下の書類が必要になりますので、必ずお持ちください。
 - ・営業許可証または営業に必要な免許等のコピー
 - ・営業を行っていることを証明する書類（税の申告書のコピーなど）
 - ・振込先の預金通帳のコピー

申請は
1事業者1回
までです

○<申請受付>

4月30日から**5月15日**まで … 総合会館中ホール ・ 村松支所1階会議室
5月18日以降 … 五泉市役所商工観光課

※土・日・祝日は受付を行いません。

※受付時間は**9時から17時まで**となります。

- 申請書は五泉商工会議所、村松商工会にもあります。五泉市ホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ】

五泉市役所 商工観光課 商工係 TEL **43-3911**（内線 278、279）